

大島商船高等専門学校車両通学に関する規則

制定 令和4年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学生の車両通学における交通安全の確保及び構内の教育研究環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「車両」とは、自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車をいう。

2 この規則において「バイク」とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

第2章 自転車通学

(自転車通学の許可)

第3条 自転車通学を希望し、構内に自転車を乗り入れる学生は、別に定める自転車通学許可願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(自転車通学時の遵守事項)

第4条 自転車通学をする学生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 交通法規等を遵守し、常に安全運転を心がけること。
- (2) 特に次のことに留意すること。
 - ア 常に左側を通り、並進をしないこと。
 - イ 2人乗り、傘さし、イヤホンの使用、片手運転等危険な運転をしないこと。
 - ウ 夜間には、必ず灯火をつけること。
- (3) 構内では所定の場所に置き、施錠しておくこと。
- (4) 自転車の所定の場所に、許可されたことを証すステッカーを貼付すること。
- (5) ステッカーをき損又は亡失したときは、速やかに再交付を受けること。
- (6) 交通違反に問われたり、交通事故を起こしたりしたときは、速やかに学校に届け出る事。
- (7) 自転車通学を止めるとき又は本校の学生でなくなるときは、自転車を放置しないこと。また、ステッカーを破棄すること。
- (8) その他学校の指示に従うこと。

(許可の停止及び取消)

第5条 前条の事項を遵守しないときは、許可の停止又は取消をすることがある。

第3章 バイク通学

(バイク通学の許可)

第6条 やむを得ない事由によりバイク通学を希望し、構内にバイクを乗り入れる学生は、別に定めるバイク通学許可願及び必要書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

らない。

(許可の条件)

第7条 前条の願い出に対し、校長は、次の名号に該当するときは、バイク通学を許可することができる。

- (1) 保護者等の同意があること。
- (2) 第4学年以上の学生であること。
- (3) 通学の距離が5キロメートル以上、30キロメートル未満であること。なお、通学の距離が30キロメートル以上ある学生で、やむを得ない事由があると認められたときは、許可することができる。
- (4) 自宅から通学する学生であること。なお、下宿から通学する学生で、やむを得ない事由があると認められたときは、許可することができる。
- (5) 過去において悪質な交通事故又は悪質な交通違反のないこと。
- (6) 過去において遵守事項に関する違反を繰り返していないこと。
- (7) 学校で実施する年度毎のバイク講習を受講していること。ただし、専攻科生はこの限りでない。
- (8) 任意保険（バイク保険）の対人賠償保険及び対物賠償保険に加入していること。
- (9) その他やむを得ない事由があると認められたとき。

(使用する自動二輪車の制限)

第8条 通学に使用する自動二輪車は、総排気量125cc未満に限る。

(バイクステッカー)

第9条 バイクによる通学を許可された学生には、当該バイクの使用を許可するステッカーを交付する。

第10条 ステッカーは、バイクの所定の場所に貼付しなければならない。

第11条 ステッカーをき損又は亡失したときは、速やかに交付を受けなければならない。

第12条 許可の有効期間は、許可された日からその年度の末日までとし、年度毎に更新しなければならない。ただし、専攻科生は在籍期間終了日までとする。

第13条 バイクを変更するときは、改めて許可を受けなければならない。

第14条 バイク通学を止めるとき又は許可の停止若しくは取消を受けることとなったときは、ステッカーを破棄しなければならない。

(バイク通学時の遵守事項)

第15条 バイク通学をする学生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法その他の交通法規を遵守すること。
- (2) バイク乗車中は、必ずヘルメットを着用すること。
- (3) 二人乗りをしないこと。
- (4) バイクの貸し借りをしないこと。
- (5) 交通事故を起こした場合は、交通法規に従い、適切な処置をするとともに、速やかに学校に届け出ること。
- (6) 交通違反に問われた場合、その係官の指示に従うとともに、速やかに学校に届けること。
- (7) 構内では徐行し、騒音を少なくするよう努めること。

- (8) 構内では所定の場所に駐車し、必ず施錠しておくこと。
- (9) 登校時から下校時までの間は、バイクの使用をしないこと。
- (10) 使用するバイクが改造車である等、外部に迷惑を及ぼさないこと。
- (11) その他学校の指示に従うこと。

(許可の停止及び取消、懲戒)

第 16 条 前条の事項を遵守しないときは、許可の停止又は取消をし、懲戒を加えることがある。

第 4 章 自動車通学

(自動車通学の許可)

第 17 条 専攻科生が自動車通学を希望し、構内に自動車を乗り入れる場合は、別に定める自動車通学許可願及び必要書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可の条件)

第 18 条 前条の願い出に対し、校長は、次の名号に該当するときは、自動車通学を許可することがある。

- (1) 保護者等の同意があること。
- (2) 自宅からの距離が 50 キロメートル未満であること。なお、自宅からの距離が 50 キロメートル以上ある学生で、やむを得ない事由があると認められたときは、許可することがある。
- (3) 自宅から通学する専攻科生であること。なお、下宿から通学する専攻科生で、やむを得ない事由があると認められたとき、許可することがある。
- (4) 過去において悪質な交通事故又は悪質な交通違反のないこと。
- (5) 任意保険（自動車保険）の対人賠償保険及び対物賠償保険に加入していること。

(使用自動車の制限)

第 19 条 通学に使用する自動車が改造車である等、外部に迷惑を及ぼすと思われる場合は、許可しない。

(入構許可証)

第 20 条 自動車による通学を許可された専攻科生には、入構許可証を交付する。

第 21 条 構内で駐車する際、入構許可証をダッシュボード等車外から確認できる場所に置かなければならない。

第 22 条 許可証の有効期間は、許可された日から在籍期間終了日までとする。

ただし、任意保険証書、自動車検査証及び運転免許証の有効期間が過ぎたにもかかわらず、更新の写し等を提出しない場合には、許可を取り消すことがある。

第 23 条 自動車を変更するときは、許可証を返却し、改めて許可を受けなければならない。

第 24 条 自動車通学を止めるとき、又は在籍期間終了により許可証が不要になった場合は、許可証を返却しなければならない。

(自動車通学時の遵守事項)

第 25 条 自動車通学をする専攻科生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法その他の交通法規を遵守すること。

- (2) 通学時に他の学生を同乗させないこと。
- (3) 自動車の貸し借りをしないこと。
- (4) 交通事故を起こした場合は、交通法規に従い、適切な処置をするとともに、速やかに学校に届け出ること。
- (5) 交通違反に問われた場合、その係官の指示に従うとともに、速やかに学校に届け出ること。
- (6) 構内では徐行し、騒音を少なくするよう努めること。
- (7) 構内では所定の場所に駐車し、必ず施錠すること。
- (8) 登校時から下校時までの間は、自動車の使用をしないこと。
- (9) その他学校の指示に従うこと。

(許可の停止及び取消、懲戒)

第 26 条 前条の事項を遵守しないときは、許可の停止又は取消をし、懲戒を加えることがある。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、学生の車両による通学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大島商船高等専門学校車両通学に関する規則（昭和 60 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

第1号様式

自転車通学許可願

年 月 日

大島商船高等専門学校 殿

学科(専攻)名・学年	学科・専攻	学年
本人氏名(自署)		
本人住所		
保護者等氏名(自署)	(総称)	
保護者等連絡先		

下記のとおり通学自転車を使用しますので、御許可くださるようお願いいたします。
 なお、万一事故が発生した場合及び管理上の責任は、本人及び保護者等が負うことを誓います。
 また、自転車通学を止めるとき又は本校学生でなくなるときは、自転車を放置しません。

記

1. 使用区間	から	大島商船高等	まで
2. 使用期間 (チェックすること)	<input type="checkbox"/> 使用許可日から卒業(修了)まで	年 月 日	から 年 月 日まで
3. 製造番号			
4. 防犯登録番号			

上記願い出について許可する。

★許可番号

年 月 日

大島商船高等専門学校長

第2号様式

バイク通学許可願

年 月 日

大島商船高等専門学校 殿

学科(専攻)名・学年	学科・専攻	学年
本人氏名(自署)		
本人住所		
保護者等氏名(自署)	(総称)	
保護者等連絡先		

下記のとおり通学バイクを使用しますので、御許可くださるようお願いいたします。
 なお、万一事故が発生した場合及び管理上の責任は、全て本人及び保護者等が負うことを誓います。

記

種類	原付・自動二輪	登録番号欄 (ナンバープレート ト)	所有者	専用・家族と併用
車種				違反歴 無・有
排気量・色	c c ・			
免許証番号(12桁)				
免許取得年月日	年 月 日	通学区間	～大島商船高等	
通学距離	Km	通学時間	時間	

添付書類

- (1) 通学届
- (2) 免許証の写し
- (3) 自賠責保険証書の写し
- (4) 任意保険証書の写し

学生主事

★許可番号

第3号様式

自動車通学許可願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

専攻名	専攻
本人氏名(自署)	
本人住所	
保護者等氏名(自署)	(捺印)
保護者等連絡先	

下記のとおり通学に自動車を使用的したいので、御許可くださるようお願いいたします。
 なお、万一事故が発生した場合及び管理上の責任は、全て本人及び保護者等が負うことを誓います。

記

メーカー名	登録番号標 (ナンバプレート)	—
車名	所有者	専用・家族と併用
色(ボディカラー)	違反歴	無・有
免許証番号(12桁)	通学区間	～大島商船高専
免許取得年月日	通学区間 Km	時間
通学距離	通学時間	分
通学期間	□ 使用許可日から在籍期間終了日まで	
(チェックすること)	□ 年 月 日から 年 月 日まで	

添付書類

- (1) 通学届
- (2) 免許証の写し
- (3) 自賠責保険証書の写し
- (4) 任意保険証書の写し
- (5) 自動車検査証の写し
- (6) 入構許可願(総務課様式)

学生主事
